

江別市水道部公営企業会計契約システム更新業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

江別市水道部で使用する公営企業会計契約システムの更新について、地方公営企業会計及び地方公共団体における契約制度に精通した専門スタッフによる適切な支援ができる事業者
に委託を行うため、公募型プロポーザル方式によって受託事業者を選定することを目的と
します。

2 業務の概要

- (1) 業務名 江別市水道部公営企業会計契約システム更新業務
- (2) 納入場所 江別市萩ヶ岡 1 番地 4 (江別市水道庁舎)
- (3) 業務内容
公営企業会計契約システムの構築及び構築のために必要な導入支援作業
- (4) 各業務の詳細仕様
 - ア 「江別市水道部公営企業会計契約システム更新業務仕様書」に基づく。
 - イ 「公営企業会計契約システム機能仕様書」の機能を基本的に備えていること。
 - ウ 平成 26 年度から適用されている新地方公営企業会計制度を前提とした業務支援及びシ
ステム提供を必須とします。
- (5) システム更新業務期間
契約日～令和 8 年 3 月 31 日
- (6) システム運用保守業務期間
令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日
- (7) 提案見積金額の上限額
 - ア システム導入事業費
33,980,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
令和 7 年度末のシステム更新完了時に支払い。
システム構築、カスタマイズ、データ構築、移行、構築期間中のデータセンター利用
料、操作研修等の導入にかかる費用をすべて含む。
 - イ 運用保守業務費
31,020,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)
令和 8 年度～令和 12 年度の 5 年分。毎年均等払い。
システム利用料、データセンター利用料、システム保守料を含む。

3 参加資格

本事業への参加者は、次に示す要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年号外政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入
札への参加を排除されている者でないこと。

- (2) 本件に係る募集公告日から委託事業候補者選定結果の通知日までの間に、競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 2 年 4 月 1 日市長決裁）に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 会社法（平成 17 年号外法律第 86 号）に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年号外法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年号外法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年号外法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 江別市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (5) 令和 6 年度江別市競争入札参加資格者名簿に「情報サービス、研究・調査企画サービス業（ソフトウェア業）」の分類で登録されていること。
- (6) 導入するシステムは、人口 10 万人以上の自治体（都道府県を含む。）10 団体以上において、公告日現在稼働中で、当該自治体で上水道及び下水道事業の決算処理を行った実績がある公営企業会計システムであること。広域化等により複数の自治体で共同利用の場合で、中核市以上の自治体を含む場合は、1 団体として扱う。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の規格に適合している又はプライバシーマークを取得していること。

4 プロポーザルの実施スケジュール

令和 7 年 2 月 3 日（月）～19 日（水）	質問書受付期間
令和 7 年 2 月 13 日（木）	プロポーザル参加申込書提出期限（必着）
令和 7 年 2 月 17 日（月）	参加申込書審査結果通知
令和 7 年 2 月 28 日（金）	提案書等提出期限（必着）
令和 7 年 3 月中旬	審査結果通知

5 本プロポーザルへの参加方法

(1) 参加申込

当市から提供した資料をもとに、本プロポーザルに参加される場合は、【様式 1 __プロポーザル参加申込書】に必要事項を記入のうえ、指定する添付書類と併せて(5)提出先等のアドレスに電子メールでご提出ください。なお、参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退される場合は、特段書類提出を行う必要はございませんが、ご一報くださいますと幸いです。

※ 添付書類：プライバシーマーク等の証書の写し、会社概要書（任意様式）

(2) 質問書の提出

本プロポーザルの参加可否の判断又は本プロポーザルで当市が要求する仕様内容について疑義解消を目的として質問書の提出を受け付けます。

質問書を提出されたい事業者においては、【様式 2 __質問書】に必要事項を記入のうえ、(5)提出先のアドレスに電子メールでご提出いただき、電話連絡をお願いします。（電話等による口頭での質問には回答いたしかねます。）質問への回答は、質問いただいた事業者へ随時電子メールにより回答し、併せて全ての質問と回答について令和 7 年 2 月 21 日（金）までに江別市ホームページに掲載します。

(3) 参加申込書の審査

提出された参加申込書に基づき、「3 参加資格」を満たしていることを審査いたします。審査結果は、合否にかかわらず参加申込書を提出されたすべての事業者に対して個別に通知いたします。なお、参加申込書記載の事項について疑義・不明点がある場合には、当市から事前に照会をすることがございます。

(4) 提案書等の提出

参加申込書の審査に合格した事業者については提案書等の提出を令和7年2月28日(金)までをお願いいたします。

(5) 提出先等

北海道江別市水道部総務課財務係

所在地：〒067-0071 北海道江別市萩ヶ岡1番地4

電話：011-385-1214（財務係直通） FAX：011-385-1219

電子メールアドレス：suido-somu@city.ebetsu.lg.jp

(6) その他

本プロポーザルにおいては、原則としてプレゼンテーション及びシステムデモンストレーションは実施しないものとします。ただし、当市が必要と判断した場合には個別にデモンストレーションの実施を求める場合があります。（書面審査の評価には一切反映しません。）

6 提案書等の作成要領

(1) 提出資料

「提案書等」は以下に示す提案内容を説明する資料を指します。特に指定のない場合は、使用する用紙はA4サイズとします。

提出資料名	作成要件	提出部数
江別市水道部公営企業会計契約システム更新業務 企画提案書	任意様式 50 ページ以内（表紙及び目次を除く）で作成すること。ただし、資料として A3 綴じ込みを認める（1 ページとしてカウント）。その際は片袖折りとする。	7 部
業務実績調書	任意様式 ただし、道内・全国の別に導入数が明示されていること。	7 部
業務工程表	任意様式 A3 横で作成し、片袖折りをして提出すること。	7 部
江別市水道部公営企業会計契約システム機能仕様回答書（様式3）	指定の様式に基づき回答を作成すること。	7 部
契約帳票仕様回答書（様式4）	指定の様式に基づき回答を作成すること。	7 部

<p>江別市水道部公営企業会計契約システム更新業務見積書（様式5-1）</p> <p>内訳書： 導入費用（様式5-2） 運用保守費用（様式5-3）</p>	<p>システム導入費と運用保守費用の見積書（押印のある原本）及び内訳書を提出すること。ただし、様式に定める項目を満たす任意様式も可とする。</p> <p>【様式3__機能仕様回答書】に記載したカスタマイズ金額は見積金額に含め、内訳書にその金額がわかるように記載してください。企画提案書に記載する課題解決に資する提案に係る追加費用についても、見積金額に含め、内訳書にその金額がわかるように記載してください。</p>	<p>1部</p>
---	--	-----------

(2) 提出にあたっての留意事項

見積書を除く提出資料は、上記部数を印刷・製本（簡易的なもので可）して提出してください。また、すべての提出資料は、CD-R等の媒体にて電子データでも提出をお願いします。電子データのデータ形式については、「江別市水道部公営企業会計契約システム仕様回答書」のみマイクロソフトエクセルの形式のまま提出を求めますが、それ以外の資料については当市職員が当市で利用しているソフトウェアで内容を閲覧できる形式であれば、その形式を問いません。なお、CD-R等の媒体は返却いたしません。

提案書等の提出は、その内容物の確認を行い、不備等があった場合、当市から対応を指示します。そのため、5(5)提出先等に記載の所在地への持参による提出が望ましい。ただし、貴社都合により郵送による提出も可能とします。その場合、提出期限までに確実に到着するよう送付してください。

(3) 企画提案書に記載すべき事項

提出する企画提案書には、以下の事項を漏れなく提案してください。提出後、記載内容に漏れがある場合、当市が確認したい事項と提案書の内容に著しい差異がある場合は、当市から提出資料の追加をお願いすることがあります。また、貴社独自に、下記の項目以外で当市にとって有益であると考える内容を追加していただくことは差し支えありません。

提案依頼項目	想定する提案内容
提案システムの特長	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの開発コンセプト ・提案システムを利用することによる当市にとってのメリット
提案システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書5(1)に掲げる業務ごとの具体的なシステム機能 ・構成する機能間の連携について ・貴社システムが、各業務をシステムで行うために施している工夫

導入支援業務について	<ul style="list-style-type: none"> ・システム更新に当たっての組織体制 ・システム稼働までに貴社が行う作業内容 ・システム稼働までに当市職員が行うべき内容 ・システム活用による業務効率化等の提案 ・導入支援業務の遂行にあたっての貴社の創意・工夫例) データ移行における精度確保、データ構築における当市職員の負担軽減、カスタマイズを最小限に抑えるための運用上の提案、カスタマイズによる影響の範囲（システムバージョンアップの際のリスク・費用等）に関する情報提供など
導入後の運用・保守について	<ul style="list-style-type: none"> ・システム稼働後のサポート体制（システム利用に関すること、業務に係る法令・制度に関すること） ・保守料の範囲で実施いただける支援内容（法改正等に伴うバージョンアップの対応範囲など） ・保守に関するオプションサービス等
当市が提示する業務課題の解決に資する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙「提案依頼項目（課題）」に記載する、当市の業務における課題について、貴社システムを利用することによる解決、業務負担の軽減につながる提案
その他当市にとって有益な提案	（上記以外に当市にとって有益な提案があればご提案ください。）

7 書面審査の実施

受託事業者は書面審査により選定します。

審査にあたっては、提案書等の内容を江別市水道部公営企業会計契約システム更新業務公募型プロポーザル受託事業者選定基準（各評価項目の配点は非公開）に基づき採点するものとし、評価点が最も高い者を優先交渉権者、次位の者を次点候補者として選定します。

8 結果の通知

(1) 結果通知方法

プロポーザルの結果は、3月中旬に優先交渉権者及び次点候補者を決定し、その旨を全ての提案者に対して書面にて通知いたします。

(2) 契約締結手続き

優先交渉権者に指名された提案者は、電話で事前連絡の上、速やかに当市へ来庁し契約手続きのための調整を開始してください。優先交渉権者決定後、14日以内に契約締結内容の合意する見込みが立たない場合は、次点候補者が交渉権を持つこととなり、当市からの連絡に基づき、契約交渉を開始することとします。

9 提案に当たっての留意事項

本プロポーザルに参加するために要する費用は、参加事業者の負担とします。

当市市内での折衝及び第三者を介しての営業行為等は一切認めません。万一行った場合は、失格といたします。

※ 上記内容は、今回依頼内容に限ります。